（縦覧等の方法）

第十二条　行政機関等は、情報通信技術活用法第八条第一項の規定により電磁的に記録されている事項を同項の規定により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（作成等の方法）

第十三条　行政機関等は、情報通信技術活用法第九条第一項の規定により電磁的に記録の作成等を行う場合においては、当該作成等につき書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

（作成等に係る署名等に代わる措置）

第十四条　情報通信技術活用法第九条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により行う作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は暗証番号及び識別番号を入力して行う方法その他の当該情報について署名等をすべきこととされている者の氏名又は名称を証明することができる方法により行うこととする。

（雑則）

第十五条　（略）

第十六条　国家公務員倫理審査会の所掌する手続等に関する第六条第一項第四号及び前条（第一条第二項においてこれらの規定の例による場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「人事院」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

附　則

この規則は、令和元年十二月十六日から施行する。

（縦覧等の方法）

第九条　行政機関等は、情報通信技術利用法第五条第一項の規定により電磁的に記録されている事項を同項の規定により縦覧等を行う場合においては、当該事項をインターネットを利用する方法、行政機関等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行うものとする。

（作成等の方法）

第十条　行政機関等は、情報通信技術利用法第六条第一項の規定により電磁的に記録の作成等を行う場合においては、当該作成等につき書面等に記載すべきこととされている事項を行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

（作成等に係る署名等に代わる措置）

第十一条　情報通信技術利用法第六条第三項に規定する主務省令で定める措置は、電磁的記録により行う作成等に係る情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を添付すること又は暗証番号及び識別番号を入力して行う方法その他の当該情報について署名等をすべきこととされている者の氏名又は名称を証明することができる方法により行うこととする。

（雑則）

第十二条　（略）

第十三条　国家公務員倫理審査会の所掌する手続等に関する第五条第一項第四号及び前条（第一条第二項においてこれらの規定の例による場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「人事院」とあるのは、「国家公務員倫理審査会」とする。

人事院は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）に基づき、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十三日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則二一―〇―八

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を改正する人事院規則

人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（官民人事交流法の対象とする法人） **第四条**　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） 四　農林中央金庫 五～十三　（略）	（官民人事交流法の対象とする法人） **第四条**　官民人事交流法第二条第二項第四号の人事院規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 一～三　（略） （新設） 四～十二　（略）
（民間企業の部門との交流派遣の制限） **第十九条**　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第五号から第十三号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。 一～三　（略）	（民間企業の部門との交流派遣の制限） **第十九条**　交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流派遣予定職員の派遣先予定企業（第四条第四号から第十二号までに掲げる法人に限る。）に、その事業による収益の主たる部分を次に掲げるもの（第二十五条、第三十一条第二項第二号及び第三号並びに第四十二条第二項第二号及び第三号において「国等の事務又は事業の実施等」という。）によって得ている部門がある場合には、当該部門の業務に従事させるために当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。 一～三　（略）
（民間企業の部門との交流採用の制限） **第二十五条**　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第五号から第十三号までに掲げる	（民間企業の部門との交流採用の制限） **第二十五条**　交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において、交流採用予定者の所属する民間企業（第四条第四号から第十二号までに掲げる